

令和8年度

上越市製造業人材育成支援事業補助金

市では、市内製造業の事業者の皆さんが抱える課題の解決を図るために実施する研修などに要する費用の一部を補助します。令和7年度からDXに関するメニューを拡充したので、ぜひご活用ください。

○ 募集期間

令和8年4月1日（水）から予算額に達するまで

※必ず研修等への申込前に申請してください。申込後は受付できません。

○ 補助対象者

- ・市内で製品や技術開発又は製品の製造を行う中小企業者等で、主として日本標準産業分類の大分類E（製造業）に分類される事業を行っていること
- ・申請時点で納期が到来している市税を全て納付していること

○ 補助対象事業等

事業種類	補助対象事業	補助対象経費（※1）	補助限度額等
①人材育成研修	【講師招へい型】 研修機関（※2）から講師を招へいして行う研修	・講師招へいに要する謝金、委託料 ・会議室の借上料	・補助対象経費の1/2 ・限度額5万円 <u>※DXに資する研修の場合は 限度額10万円</u>
	【派遣研修型】 研修機関（※2）で実施する研修への従業員の参加	・研修受講料	・補助対象経費の1/2 ・限度額3万円 <u>※DXに資する研修の場合は 限度額5万円</u>
②DX実証実験	JM-DAWNのローカル5Gを活用した実証実験 ※単なるコワーキングスペースの利用等は対象外	・会議室の借上料 ・システム使用料 ・専門家謝金、旅費 ・備品購入費	・補助対象経費の1/2 ・限度額5万円
③DX支援サービス活用	支援機関（※3）が提供するDX推進のためのコンサルティング等のサービス活用	・サービス活用に要する委託料	・補助対象経費の1/2 ・限度額10万円

（※1）消費税及び地方消費税等は補助対象外です。

（※2）国、県、NICO、中小企業基盤整備機構（中小企業大学校を含む）、JETRO、上越人材ハイスクール、上越テクノスクール、上越商工会議所、新潟県商工会連合会、ものづくり支援パートナー協定締結大学、県内金融機関、金融機関系シンクタンク、民間コンサルティング企業、日本政策金融公庫など

（※3）パートナー協定締結大学、県内金融機関、金融機関系シンクタンク、民間コンサルティング企業、日本政策金融公庫など

○ 申請方法

- ・申請に必要な書類を上越市ホームページからダウンロードして申請してください。

★利用上限…①は1事業者1年度あたり1回、通算3回まで。②③は通算1回まで。

【 申請・問い合わせ先 】

上越市産業部産業政策課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2階

TEL : 025-522-2666 FAX : 025-522-2678 E-mail : monodukuri@city.joetsu.lg.jp